いんふぉめいしょん インフォメーション INFORMATION

家庭教育学級 ―親と子の対話について―

ゆれうごきながら伸びていこうとする複雑で微妙な10代……。この時期は、家庭内暴力や登校拒否などの問題行動が多く、大人にとって理解し難いという声をよく耳にします。

そこで今回の家庭教育学級では、親と子の対話をテーマに講師を交えて、みんなで考えあうものです。

お気軽にご参加ください

▼**日時**　1月22日（火）・29日（火）　午前10時～12時

▼**テーマ**　「話ことばと人間関係・親と子の対話」

▼**場所**　寺戸公民館

▼**講師**　磨野久一氏（京都仏教大学講師）

▼**対象**　小・中学生を持つ親、または関心のある方

▼**定員**　50名

▼**参加費**　無料

▼**申込み・お問い合わせ**　寺戸公民館（☎933―0031）で、1月8日（火）から電話で受付します。

在宅ねたきり・痴呆性老人を短期保護します

市では、在宅ねたきり老人・痴呆性老人とその家族の福祉向上のために、「在宅ねたきり老人・痴呆性老人短期保護事業」を行っています。

これは、ねたきりや痴呆性のお年寄り（おおむね65歳以上）を介護している人が、病気や出産などやむをえない理由で一時的にお年寄りを介護できなくなったとき、お年寄りを特別養護老人ホームでお世話しようというものです。

▼**保護期間**　原則として7日間以内

▼**費用**　1人・1日あたり1500円（利用者負担分）

※お年寄りの送迎は各利用者で行ってください。

▼**申込み・お問い合わせ**　福祉課老人福祉係（内線340）

ねたきり老人等の寝具乾燥をどうぞ

市では、ねたきり老人等を対象に、寝具の乾燥事業を行っています。

これは、お年寄りの福祉と健康をはかることを目的に、市の委託業者が対象老人宅へ伺い、寝具を乾燥するものです。

▼**対象**　満65歳以上のねたきり老人またはひとり暮らし老人

▼**乾燥回数**　ねたきり老人は年間9回、ひとり暮らし老人は年間5回

▼**費用**　無料

▼**申込み・お問い合わせ**　福祉課老人福祉係（内線340）

医療従事者の年末届は1月15日までに

医療従事者の年末届は、1月15日までに出してください。

▼**関係法令による届出義務者**　(1)医師・歯科医師・薬剤師の資格を有している方　(2)保健婦・助産婦・看護婦（士）・准看護婦（士）で、12月31日現在業務に従事している方　(3)歯科衛生士・歯科技工士で、12月31日現在業務に従事している方

▼**届出・お問い合わせ**　京都府向陽保健所（〒617　向日市上植野町馬立8・☎933―1151）

※就業地が京都市および府内他市町村の場合は、京都府衛生部医療課（〒602　京都市上京区下立売通り新町西入ル・☎441―9395）

体育施設の貸出し日のお知らせ

昭和60年2月分の体育施設の貸出しは、12月21日（金）の午後7時から市民会館で行います。

なお、当日申込みのできる団体は、教育委員会へ登録の団体のみです。

灯油価格調査を実施（11月分）

市内の灯油取扱店を対象に、消費生活モニターの協力を得て、灯油の価格調査を実施しました。

この調査結果によりますと、1缶（18ℓ入り）店頭平均価格1458円、配達料込価格1488円でした。

昨年11月期の調査と比較しますと、店頭平均価格で59円（3・9％）、配達料込平均価格で68円（4・4％）の値下りとなっています。

家庭児童相談コーナー

▽とき　月曜日～金曜日　午前10時～午後4時

▽ところ　家庭児童相談室　☎933―1199

国籍法・戸籍法が改正

昭和60年1月1日から施行

国籍法および戸籍法が改正され、昭和60年1月1日から施行されますが、その主な改正点は次のとおりです。

◆父系主義から父母両系主義の採用

生まれたときに父または母が日本国民であれば日本国籍を取得します。

〔特例措置〕

昭和40年1月1日から昭和59年12月31日までに生まれた者で母が日本国民であるときは、一定の条件のもとで3年以内に限り、日本国籍を取得することができます。

◆帰化条件の改正

これまでは日本人と婚姻した外国人の帰化条件は、その外国人が夫であるか妻であるかで居住の条件などに差異がありました。改正法ではこれを同一にして、3年以上国内に居住していること（婚姻が3年以上続いている場合は、1年以上国内に居住していること）になりました。

このほか、以前は帰化者本人に独立の生活能力があることが要求されていましたが、改正法では世帯単位で生活能力が判断されることになりました。

◆国籍の選択制度の新設

二重国籍者は22歳になるまでに、いずれかの国籍を選択しなければなりません。日本の国籍を選択するためには、外国の国籍を離脱するか、「日本の国籍を選択し、かつ外国の国籍を放棄する」旨の宣言の届出をすることによってします

◆国籍の留保届出の改正

外国で生まれたことにより、二重国籍となった者の日本国籍留保の届出期間は従来は14日でしたが、3か月に伸長されました。

◆日本人配偶者の氏の変更と子の氏変更

外国人と婚姻しても日本人の氏は従来どおり変更ありませんが、本人が希望すれば婚姻の日から6か月以内であれば、家庭裁判所の許可を得ないで外国人配偶者の氏を名のれるようになりました。また、両親の一方を外国人とする子は、家庭裁判所の許可を得て、外国人親の氏に変更可能となりました。

▼**お問い合わせ**　京都地方法務局（☎231―0131）・京都地方法務局宇治支局（☎0774―24―4121）・市役所市民課（内線213）

訪問販売の利用は慎重に

―トラブルを防ぐために―

寝具・教材・衛生用品・健康食品などの訪問販売が盛んですが、いろいろなトラブルも数多くでてきています。「セールスマンの説明を聞いているうちに、思ってもいなかった物が欲しくなった」「欲しくないが断りきれなかった」など、一度は購入したがその後に「必要のない物だった」「価格が高かった」などの苦情をもったり、後悔している人が大変多いようです。

訪問販売を上手に利用すれば、居ながらにして商品を購入できるという利点もありますが、利用の際には次のようなことに注意しましょう。

＝訪問販売注意の10か条＝

(1)訪問の目的を確める

(2)セールスマンの教育登録証の提示を求める。

(3)本当に必要なものかをよく考える。

(4)迷ったら、即答しないで一晩考えてから返事する

(5)断りはきっぱりと「いりません」

(6)申込みや契約するときは契約書等を求める。

(7)セールスマンの説明を契約書で確める。

(8)即金取引は慎重にする。

(9)クーリングオフ（無条件解約）は7日間のうちにする。

(10)困ったときは消費生活相談へなるべく早く相談する。

「消費生活相談」をご利用ください

消費生活についてのご相談は次のとおりです。お気軽にお越しください。

▽**日時**　毎週火曜日　午後1時～4時

▽**場所**　市民相談室

※詳細は経済課まで

取りこわし家屋の連絡は税務課まで

家屋の固定資産税は、毎年1月1日に存在する家屋について課税されます。年内中に取りこわされた家屋については、翌年度は課税されません。

市では取りこわし家屋の把握につとめていますが、より課税の適正化をはかるため年内中に取りこわされた家屋がある場合は、税務課まで連絡してください。

▼**連絡先**　税務課固定資産税係（内線225）

市のアルバイト登録を受付

市では、アルバイトを希望されている方の登録を受付けています。

▼**職種**　一般事務

▼**資格**　満40歳未満の男女

▼**登録手続**　市販の履歴書に必要事項を記入の上、必ず写真を貼付して、提出してください（郵送での受付はいたしません）

▼**提出先・お問い合わせ**　職員課（内線269）

同和問題 (1) 基本的人権

私たちは、「健康であり たい」「自分の希望する仕事につき、力いっぱい働きたい」「豊かで幸せな生活を送りたい」……こうした願いをだれもがもっています。

これらの願いは、生きていく権利、職業選択の自由、居住・移転の自由、結婚の自由、幸福追求の権利など、一人ひとりが人間らしく幸せに生きるために侵すことのできない永久の権利―「基本的人権」として、憲法によってすべての国民に保障されています。

この基本的人権は、人類が長い歴史の中でたゆみない努力を積み重ねて確立したものであり、私たちは、この権利をお互いに尊重しあい、守っていかなければなりません

しかし、残念なことにいま私たちのまわりには例えば婦人に対する差別や障害者に対する差別など、不当な差別や偏見によって、この基本的人権が侵害されているさまざまな実態があります。

なかでも同和地区の人たちに対する基本的人権の侵害――同和問題は、近代社会において未解決に放置することができないもっとも深刻かつ重大な社会問題です。

ご存知ですか。こんな制度

向日市勤労者住宅資金融資制度

条件等

◇市内に1年以上居住する給与所得者

◇前年の総収入金額が650万円以内の者

◇保証人は2名必要

◇抵当権設定又は公正証書作成、その他

融資額

◇新築購入　300万円以内

◇増築、修繕　200万円以内

融資金利

6.48％

京都府住宅改良資金融資制度

条件等

◇府内居住者

◇前年の総収入金額が、給与所得者は650万円以内　事業所得者は年間総所得金額が480万円以内

◇保証人、持家1名、借家2名、その他

融資額

◇増築　230万円以内

◇修繕　150万円以内

融資金利

◇年利　6.50％

お申し込み、お問い合わせ　社会課内線345

年末火災予防運動 12月24日～31日

▶お出かけ前・おやすみ前に防火の点検もう一度◀

○お出かけ前・おやすみ前には、必ず防火の点検を

○たき火をするときは、消火準備とあと始末を徹底しよう

○故障している暖房器具は使わない

○灯油はポリ容器（18ℓ）2缶程度とし、買い置きしない

○老人・子ども・身体の不自由な人だけを残し外出しない

向日市消防本部・消防団